

到津の森公園における弁当類販売店舗  
設置運営事業者  
募集要項

令和6年12月

公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会

## 応募提案要領

事業主体：公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園

下記の記載内容についてご確認のうえ、応募提案を行なってください。

1.事業名：令和7年度 到津の森公園における弁当類販売店舗設置・運営事業者募集

2.事業実施場所：到津の森公園 <http://www.itozu-zoo.jp/>

〒803-0845 福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8

TEL(093)651-1895 FAX(093)651-1917

3.事業の範囲：

- (1) 弁当類販売店舗の設置。
- (2) 店舗営業実施・運営管理。
- (3) 弁当類販売事業に関する所管保健所等への申請及び諸保険への加入
- (4) その他上記販売における店舗事業に関わる一切の業務。

注-1 「弁当類」とは、以下に例示するようなものを想定しています。

○テイクアウト型軽食

来園者が持ち運びできるように勘案された商品であること。来園者構成の特性、嗜好、利便性の需要等々の多様性を予測し、可能な限りそれに応える配慮・工夫を行うこと。

○弁当類

○飲料(お茶等)

4.募集に関わる条件等

- (1) 繁忙期(4・5・9・10・11・3月)の土日祝日は出店すること。
- (2) 公園内設置環境にふさわしい外装の演出・配慮を行った店舗であること。
- (3) 使用済み容器及び残飯等の回収を行い、搬出されたゴミは各自でもちかえること。
- (4) 使用する食器等の容器は、破損時に危険性の少ないもの(紙製やプラスチック製)であること。
- (5) 店舗営業を行うにあたって、公共施設であることを認識し、良心的で安定したサービスの提供及び来園者への配慮に努めること。
- (6) 出店者の責任による事故(火災・食中毒など)の発生については、一切の責任を出店者が負うものとする。
- (7) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。  
※関係者であることが判明した場合選考対象外とする。
- (8) 北九州市の指定業者登録有資格者であること。

5.出店開始時期：令和7年4月1日(火)

6.事業契約期間：

令和7年4月1日～令和8年3月31日までとする。なお、当協会・受託者双方より1か月前までに契約解除の申し出がない場合は、契約期間は令和8年4月1日より令和10年3月31日まで1年毎に更新されるものとします。

## 7. 説明会参加について

説明会前日の令和7年1月26日(日)までに「募集説明会参加申込書兼連絡先届出書」に必要事項を記載のうえ、FAXにて下記宛先までお送りください。

## 8. 応募申請について

申請については、以下の書類を作成し、令和7年2月13日(木)午後5時までに提出してください。

- (1) 書式2 応募申込書
- (2) 書式3 企画提案書
  - ① 販売取扱商品
  - ② 弁当類販売店舗設置料率
  - ③ 出店予定表
  - ④ 実施運営体制
  - ⑤ その他企画提案書
- (3) 書式4 会社概要届出書
- (4) 書式5 弁当類販売事業・業務実績

## 9. 募集要項に関する質疑について

- (1) 質疑受付期間：令和7年2月13日(木)午後5時まで必着
- (2) 質疑要領：添付した書式-1質疑申込書により、特別な事情のある場合を除いて原則Eメールにて送信してください。ただし、受信確認の設定を行ってください。説明会に参加していない団体からも応募の意思がある場合は質問を受け付けます。ただし、説明会にて確認可能な、設置場所の写真・設置場所の寸法などの質問には応じられませんので説明会にて各自確認を行ってください。
- (3) 回答要領：随時取りまとめ、各社にEメール等の送信で回答を行いません。
- (4) 質問宛先：公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園  
住所：福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8  
電話：093-651-1895 ファクシミリ：093-651-1917  
Eメールアドレス：itozu@kpfmmf.jp  
担当：松原・平野

## 10. 日程

- (1) 募集説明会受付締め切り：令和7年1月26日(日)
- (2) 募集説明会：令和7年1月27日(月) 午後1時半から
- (3) 質疑応答期間：令和7年1月27日(月)～令和7年2月3日(月) 午後5時までに必着
- (4) 応募提案締切日：令和7年2月13日(木)午後5時までに必着

## 1. 募集事業の概要

### (1) 目的

公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会(以下「当協会」という。))は、令和7年4月より令和10年3月末までの3カ年間の管理運営を行う指定管理者として決定しております。つきましては、当該施設における来園者の皆様のアメニティー(快適性)や利便性を高めることを目的とする、弁当類販売店舗事業者を募集します。

弁当類販売事業とは、当該施設内指定位置での弁当類の販売・売上金の回収・商品の供給、釣り銭の準備を含む運営・管理を一括して行うものとし、設置料相当額として弁当類の販売における商品売上に対して、適正な販売設置料を当協会へ支払うものとします。

つきましては、この事業を円滑に且つ継続的に行うため、当協会を事業主体とし、当該施設において弁当類販売事業を行う事業者を募集いたします。

### (2) 事業名称

令和7年度 到津の森公園における弁当類販売店舗設置運営事業者募集

### (3) 事業主体

公益財団法人 北九州市どうぶつ公園協会

住 所:北九州市小倉北区上到津4丁目1-8

電 話:093-651-1895 ファクシミリ: 093-651-1917

### (4)「弁当類販売事業」の概要

店舗設置場所 :別紙1 弁当類販売店舗配置図参照

事業開始予定日 :令和7年4月1日

出店予定日 :別紙2 令和7年度到津の森公園休園日カレンダー参照

繁忙期(4・5・9・10・11・3月)の土日祝日の出店。

出店時間 :到津の森公園営業時間である原則9:00から17:00まで

ただし、車での搬入は開園時間の15分前まで、搬出はゲストクリア後とします。

## 2. 弁当類販売店舗設置・運営事業者募集《内容-1》

### (1) 弁当類販売事業内容

当協会が管理運営を行う「到津の森公園」内において設置位置を指定する計2か所において店舗を設置し、その売上管理・商品提供を含む運営・管理・清掃・保守等々を一括して行うものとします。

なお、提案者は本事業の提案内容に関して、「到津の森公園」における弁当類販売事業の果たすべき役割と来園者ニーズ等々を総合的に判断し、提案を行うものとします。

### (2) 業務期間

契約締結後、業務開始日令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

なお、当協会・受託者双方より3か月前までに契約解除の申し出がない場合は、契約期間は令和8年4月1日より令和10年3月31日まで1年毎に更新されるものとします。

ただし、当協会が到津の森公園の指定管理者でなくなったとき、または北九州市から本件物販施設について設置管理許可の取り消し等を受けた時には、契約は当然終了するものとし、当協会にかかる契約終了から生じる損害について、一切責任を負わないものとします。

### (3) 販売メニュー

来園者が持ち運びできるように勘案された商品であり、来園者構成の特性、嗜好、利便性の需要等々の多様性を予測し、可能な限りそれに応える工夫をしたメニューをご提案ください。

### (4) 弁当類販売店舗の設置にあたって

以下の事項に十分留意してください。

- ① 販売に際して必要な備品(テント・発電機等)は、事業者が準備すること。
- ② 使用済み容器及び残飯等の回収を行うこと。
- ③ 車による荷物の搬入は営業開始15分前までに完了すること。また、搬出は営業時間終了後ゲストクリアが完了してから行うこと。

-参考-【令和5年度 来園者数】

5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月間入園者(人)	46,204	56,552	20,409	13,524	44,906	23,365
1日最大入園者(人)	5,019	6,971	2,849	1,851	6,934	3,248

5年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月間入園者(人)	40,552	34,296	31,053	19,019	24,475	38,311	392,666
1日最大入園者(人)	3,444	3,843	5,755	2,846	3,646	8,128	

(5)本業務の弁当類販売店舗設置料およびその料率について

弁当類販売店舗設置料は、販売価格総額表示額(消費税込み)に乗ずる料率(%)によって算出するものとします。設置事業者は、販売実績等の営業報告を行い、当協会の承認を得た上でこれに基づいて、弁当類販売店舗設置料を算出するものとします。従って、本件の応募に際しては、本事業の「健全な営業目論見」をご立案頂き、適切な弁当類販売店舗設置料率(%)を、必ずご提案ください。

「健全な営業目論見」とは、当該施設における来園者の皆様のアメニティー(快適性)や利便性を高める目的に寄与するために、継続的に行うことが十分可能であることを必須とし、過当競争等により、本件弁当類販売事業者の不適切な負担や損失、あるいは、結果的に社会的な不利益をもたらすおそれの無いものとしてご理解下さい。

(6)出店予定表について

原則繁忙期4・5・9・10・11・3月の土日祝日は出店してください。※雨天時等は応相談  
別紙2 令和7年度到津の森公園営業日カレンダーを参考に、年間出店予定表を作成してください。

## 2. 弁当類販売店舗設置・運営事業者募集《内容-2》

(7) 店舗設置予定場所(別紙1 弁当類販売店舗設置予定配置図参照)、は、公園現地を踏査のうえご確認下さい。

①園内

設置位置 No	設置位置呼称	備考
到-1	ロバ横	
到-2	姿見の池前	

但し、イベント関係等により変更の場合があります。

### 3.費用負担及び作業区分

	項目	区分	(公財)北九州市どうぶつ公園協会	弁当類販売事業者
1	店舗搬入・設置	作業区分		○
		費用区分		○
2	保全補修・清掃・発生ごみの回収処理	作業区分		○
		費用区分		○
3	商品及び釣り銭の補充、売上金の回収	作業区分		○
		費用区分		○
4	盗難・事故保険等への加入	作業区分		○
		費用区分		○

### 4.応募書類の提出及び取り扱い

#### (1)応募書類等の提出期限および提出先

提出期限:令和7年2月13日(木) 午後5時必着

(ご持参ください。郵送・宅配便等は不可とします。)

提出先 :公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園

住 所 :福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8

電 話 :093-651-1895 ファクシミリ: 093-651-1917

e メールアドレス : itozu@kpfnnmf.jp 担 当:松原・平野

#### (2)応募書類等の取扱い

##### ①秘密の保持

当協会は、応募によって知り得た事項については、本募集事業以外の目的に使用することは無く、他に漏洩しないようその取扱いを厳守します。

##### ②提出書類等の取扱い

一切返却しないものとします。

#### (3)募集・応募・選定スケジュール

	1月	2月	3月	4月
説明会開催	◎1/27			
応募締め切り		◎2/13		
選定審査		◎2月下旬		
契約			◎3月上旬	
事業開始				◎4/1(予定)

### 5.選定方法

以下の各事項に対して、ご応募内容を総合的に評価・審査の上、選定させていただきます。

#### 1. 取扱商品の適正な構成及び適正な販売単価

2. 出店予定日数
3. メニューのオリジナル性
4. 到津の森公園オリジナルパッケージ・帯等の提案
5. 出店における運営・管理体制、繁忙期対策、事故・苦情への対応体制
6. 弁当類販売店舗設置料率の妥当性:販売価格に対しての料率(%)
7. 本店所在地(法人税等の納税先)
8. 弁当類販売事業の実績
9. 特別評価・特記事項

【評価配点及び配点比率の基準】:上記項目に関する配点及び配点比率の基準は以下のとおり。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
評価項目	取扱商品の適正な構成及び適正な販売単価	出店予定日数	メニューのオリジナル性	到津の森公園オリジナルパッケージ・帯等の提案	出店における運営・管理体制、繁忙期対策、事故・苦情への対応体制	弁当類販売店舗設置料率の妥当性:販売価格に対しての料率(%)	本店所在地(法人税等の納税先)	弁当販売事業の実績	特別評価・特記事項	
配点比率	16%	16%	12%	16%	12%	16%	4%	4%	4%	100%

【配点】: ○優れている : 10 ○やや優れている : 7 ○条件を満たしている : 5

○やや劣る : -1 ○劣る : -5 ○著しく劣る : -7

評価ポイントは、上記の六段階評価による配点に各項目の配点比率を乗じて算出します。(評価ポイント=配点×配点比率)

ご提案内容が諸条件に満たない、あるいは著しく劣ると判断した場合、マイナス評価ポイントとなります。

## 6. 質疑及び応募手続き

### (1) 質疑応答

質疑がある場合は、所定の質疑申込書(書式-1)により質疑趣旨を簡潔にまとめ、公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園まで特別な事情がない限りEメールにてお送りください。

質疑受付期間 : 令和7年1月27日(月)～令和7年2月3日(月) 午後5時

質疑申し込み先 : 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園

住 所 : 福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8

電 話 : 093-651-1895 ファクシミリ: 093-651-1917

Eメールアドレス : itozu@kpfmmf.jp 担 当: 松原・平野

回答は順次取りまとめ、募集説明会参加の全社に対し、Eメールにて返信します。

尚、この回答は、募集要項の補足追加事項としてお取り扱いください。

### (2) 提出書類

下記の各書類に必要な事項を記載のうえ、原本 1通・複写 3通、計 4通を提出ください。

- ① 応募申込書兼誓約書及び付属書類 (書式-1～5)※ 添付書式は 複写の上お使いください。

- ② 過去3期における納決算報告書ならびに確定申告書・納税証明書の写し
- ③ 登記簿謄本(会社全部証明)の写し
- ④ 営業許可書の写し
- ⑤ 業務提携・JV による応募の場合は、それを証する文書

### (3)提出内容の変更

応募申込書類提出後の記載内容変更は、商品改廃による商品の変更、諸税・販売価格・商品名の変更の場合を除いて一切の受付を致しません。

この場合、文書によって当協会 到津の森公園に届け出を行い、協議のうえ承認を受けるものとします。

### (4)応募の取り消し

書類提出後、下記の項目が明らかになった時点で、応募者との協議の結果、応募を取り消す時があります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②募集要項に違反または著しく逸脱した場合
- ③暴力団もしくは暴力団員と密接な関係があると判明した場合
- ④会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立てがなされたとき、その他著しい経営不振の状況に陥ったと認められる場合
- ⑤その他不正な行為があった場合

## 7.事業契約条件

### (1)販売商品の制限

以下の項目に注意し、販売商品の構成等をご配慮ください。

- ①季節及び来園者特性に対応した販売商品・販売方式及び販売機会を逃さない適正な商品の選定等々、十分に配慮した企画の立案を行ってください。
- ②一部、手洗い器の設備が備わっていない設置場所があります。
- ③発生ごみの回収を行ってください。
- ④販売する商品については、あらかじめ事業主体の承認を必要とし、来園者の特性、嗜好、需要等の多様性を予測し可能な限りそれに応える工夫を行ってください。

### (2)弁当等販売店舗設置手数料率

応募申込書にてご提案ください。

### (3)到津の森公園オリジナル弁当等の提案

到津の森公園オリジナル弁当や、ロゴ入りパッケージや帯の提案をお願いいたします。

### (4)出店に伴う備品(テント、発電機等)の準備

出店に伴う備品(テント、発電機等)は弁当類販売事業者が準備するものとします。

### (5)販売商品は、販売事業者の管理の下とし、販売した商品に関する以下の事項に従事するものとし、苦情・トラブル等への対応は、弁当類販売事業者の責任と費用の負担によってその一切の処理解決を行うものとします。

- ①販売した商品に関する全ての保全補修・清掃・発生ごみの回収処理
- ②商品及び釣り銭の補充、売上金の回収
- ③盗難・事故保険等への加入

### (6)その他

繁忙時期には既存施設(レストラン等)が同じ場所で弁当類の販売を行う場合もあります。

(別紙1)弁当類販売店舗設置予定配置図

